

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7 年 4 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



申請者

郵便番号 132-0025

住 所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

株式会社 春江

氏 名 代表取締役 板橋 正幸

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号 03-5662-5353

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	積替え保管を除く 汚泥(水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじんを除く。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)、廃酸(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじんを除く。)、廃アルカリ(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじんを除く。)、廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、動植物性残さ、金属くず(自動車等破砕物を除き水銀使用製品を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品を含む。)以上8種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号 電話番号 03-5662-5353 事業場 東京都江東区新木場二丁目8番10号 電話番号 03-5569-1153
事業の用に供する施設の種類及び数量	別紙のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。 なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。 (根拠条文：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)
※ 事 務 処 理 欄	茨城県県民生活環境部廃棄物規制課